

ならの地域医療を守り育てる条例をここに公布する。

ならの地域医療を守り育てる条例

私たちは、生まれ、成長し、やがて老後を迎え、人生を終えるまで、それぞれの地域において、その時々に必要な保健、医療及び福祉のサービスを適切に利用できなければならない。

しかしながら、近年、高齢化の進展、疾病構造の変化等に伴い、医療サービスに関する需要は多様化し、医療はもとより保健及び福祉を取り巻く環境に大きな影響を及ぼしており、このような社会情勢の変化に適確に対応した医療提供体制を確保することが必要である。

そのためには、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携と、医療を提供する側と受ける側の相互の理解及び協力の下、地域における医療を守り育てていくことが重要である。

ここに、県民が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域医療を守り育てるため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、地域医療に関し、基本理念を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、県、県民及び医療従事者等が協働して、地域医療を守り育て、もって地域における保健、医療及び福祉の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「医療従事者等」とは、医療従事者、医療提供施設の開設者及び管理者、医療従事者の組織する団体その他の医療に関係するものをいう。

(基本理念)

第三条 地域医療は、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を基礎として、地域において良質かつ適切な医療の提供が確保され、かつ、その適切な利用が行われることを旨として守り育てなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念にのっとり、地域医療に関し、国、市町村、県民及び医療従事者等との連携を図りつつ、地域の実情に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 県は、医療従事者、医療提供施設その他の医療の提供に必要な資源を有効に利用するとともに、保健サービス及び福祉サービスとの連携を図りつつ、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制を確保するよう努めるものとする。

3 県は、県民が医療提供施設の機能に応じ適切に受診することができるよう、必要な情報の提供に努めるものとする。

4 県は、県民、医療従事者等及び県民の組織する団体が自発的に行う地域医療を守り育てる活動が促進されるよう、必要な助言及び情報の提供に努めるものとする。

(県民の努力)

第五条 県民は、地域医療に対する理解を深めるとともに、病気の予防及び治療に対する正しい知識を持ち、自らの健康の保持増進に努めるものとする。

2 県民は、医療提供施設の機能に応じ適切に受診するよう努めるものとする。

(医療従事者等の役割)

第六条 医療従事者等は、良質かつ適切な医療を提供し、地域医療を守り育てるために積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 医療従事者等は、県民が医療提供施設の機能に応じ適切に受診することができるよう、必要な情報の提供に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。